

平成27年(ワ)第333号 損害賠償請求事件

決定(参考書面)

主 文

本件について、和解を試み、別紙和解条項案による和解を勧告する。

理由(理由の要旨)

第1 事案の概要

- 1 被告は、東京都に本社を置き、観葉植物等のレンタルや、商業施設等におけるディスプレイ用の植物の設営・装飾等の事業を全国で展開している株式会社である。

原告らの二男であり、被告の従業員である渡辺航太(当時24歳。以下「亡航太」という。)は、大学卒業後の平成25年9月頃、被告の大学新卒者向けの求人票を見て応募して採用面接を経て、被告において、同年10月16日からアルバイトとして就労を開始し、平成26年3月16日から正社員として雇用されていた。亡航太は、同年4月24日午前8時48分頃、前日午前11時6分頃の出勤時から夜通しの被告の業務を終えて横浜市の就業場所から原付バイクの運転を開始し、片道約1時間の東京都八王子市の自宅に帰る途中の同日午前9時12分頃、川崎市の片側1車線で見通しのよい直線道路の車道上を制限速度に従って走行中に、原付バイクが左前方に斜走して歩道にはみ出し、路外の電柱に激突し、頭蓋骨の広範囲の粉碎骨折等の傷害を受け、同日午前10時44分頃、緊急搬送先の病院で脳挫傷、外傷性くも膜下出血により死亡した。

- 2 本件は、亡航太の両親である原告らが、本件事故は、被告が亡航太に対して長時間かつ不規則な労働を続けさせ、本件事故の日には前日から21時間以上の徹夜の労働に従事させたため、亡航太が極度の心身の疲労と睡眠不足の状態となり、これによる居眠り等が原因となって惹起されたものであると主張し、被告に対し、被告は亡航太の業務の軽減を図るなど適切な措置を講ずることによって本件事故が発生することを回避すべき義務を負っていたのにこれを怠り、

このために亡航太が死亡したとして、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として、亡航太の死亡により生じた損害金の支払を求める事案である。

- 3 これに対し、被告は、本件事故時に亡航太が長時間勤務により疲労していたことは否定できないものの、途中で適宜休憩をとりながらの勤務であることからすると、過労状況が亡航太による原付バイクの操作ミスとの関係で安全配慮義務違反に当たるか、当たるとしても本件事故との間で因果関係があるかについては合理的な疑いがあり、仮に被告が責任を負うとしても、一般に心身の状態は当人が最も把握することができるから、亡航太には原付バイクを運転中に本件事故が生じたことについて過失があり、過失相殺すべきであると主張して、原告らの請求を争っている。

## 第2 和解勧誘及び裁判所の和解案による和解勧告の理由

- 1 当裁判所が、本件について、和解を試み、当事者双方に対し、当裁判所が策定した和解案による和解を勧告する理由は、次のとおりである。
- 2 現在の審理状況と原告らの本件請求に対する当裁判所の判断の要旨等について
  - (1) 裁判所に提訴された民事紛争の解決の方法としては、判決と和解とがあるところ、本件訴訟は、平成27年4月24日に提起されて以降、争点及び証拠の整理がされ、現在、当事者双方から、亡航太の母である原告淳子及び証人の各陳述書を含む書証が提出され、それらの証拠調べが実施されており、審理の終局的な段階にある。

そのような審理の段階において、当裁判所は、これまでの当事者双方の主張の状況及び証拠調べの結果として、原告らの請求について、被告には亡航太の本件事故による死亡について損害賠償責任があり、裁判所が認定する損害金の限度で原告らの本件請求は理由があると判断することができると考えており、本件について判決により解決する場合の見通しを開示し得る状況と

なっている。

(2) この原告らの請求に対する当裁判所の判断（所見）の要旨は、以下のとおりである。

ア 亡航太は、日常的に顧客の店舗等における観葉植物等の設営及び撤去等の作業に従事し、重い植木鉢や装飾品等の荷物の積み卸しなど、身体的な負荷の高い業務を主に担当し、複数の取引先を自ら社用車を運転するなどして頻繁に移動しながら、深夜及び早朝における作業に従事しており、この不規則で、過重な業務のため、本件事故の時には、疲労が過度に蓄積し、顕著な睡眠不足の状態に陥っていたと認められる。

イ 本件事故は、亡航太が、本件事故の日の前日からの夜通しの長時間にわたる過重な勤務を終えて帰宅するに当たり一刻も早く就眠するために帰宅を急いで片道約1時間の原付バイクを運転中に、この心身の状態に起因して居眠り状態に陥って運転操作を誤り、原付バイクが左前方に斜走して生じたものと認められる。

ウ 使用者の指揮命令により労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところであり、労働者がこのようにして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積したり、極度の睡眠不足の状態に陥ると、自動車や原付バイクの正常な運転ができないおそれがあることも、周知のところであり、また、この自動車等の場合と同様に、安全な運転を要する機械等の正常な運転ができないおそれがあるから、労働者がこの心身の状態に起因して、使用者の指揮管理する勤務時間及び勤務場所において、社用車の運転操作を誤ったり、深夜や早朝の業務の終了後に使用者が指示又は容認する自車の運転による帰宅の途中など、使用者の指揮管理する勤務時間及び勤務場所に密接する時間及び場所において、自車の運転操作を誤るなどして、労働者の生命・身体を害する事故が生じ

る危険のあることも、周知であるといえる。そこで、使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務やそのための通勤の方法等の業務遂行の内容及び態様等を定めてこれを指揮管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積したり、極度の睡眠不足の状態に陥るなどして、労働者の心身の健康を損ない、あるいは労働者の生命・身体を害する事故が生じることのないよう注意する義務（安全配慮義務）を負うと解するのが相当である。

エ 被告又は亡航太の上司は、亡航太の不規則で、過重な業務を指揮命令し、亡航太の原付バイクによる通勤を指示し、容認しており、亡航太の過重な業務の内容及び亡航太が深夜及び早朝に原付バイクに乗って帰宅することがあることを認識していたのであるから、被告の雇用する労働者である亡航太に従事させる業務やそのための通勤の方法等の業務遂行の内容及び態様等を定めてこれを指揮管理するに当たり、亡航太の業務の負担を軽減させるための措置を講じたり、適切な通勤の方法等を指示するなどして、亡航太が過度の疲労状態や顕著な睡眠不足の状態に陥り、心身の健康を害したり、生命・身体を害する事故が生じることが回避すべき義務を負っていたというべきであるのに、これを怠ったと認められる。

さらに、亡航太の上司は、疲労が過度に蓄積し、顕著な睡眠不足の状態に陥っていた亡航太が、本件事故の日に原付バイクで出勤していることを認識しており、退勤時にそのままの状態でも原付バイクを運転して帰宅すると死傷事故が生じる危険のあることを具体的に認識し得たと認められるから、この心身の状態にあって注意力が低下していると認められる亡航太に対し、原付バイクを運転する危険を指摘した上で、公共交通機関を利用することを明示して指示することによって、本件事故が発生するのを回避すべきであったのに、これを怠ったと認められ、この点においても、回避義務に具体的に違反したと認められる。

そして、被告又は亡航太の上司のこれらの義務違反がなければ、いずれも本件事故の発生を回避することができたと認められるから、これらの義務違反と本件事故の発生との間の相当因果関係を肯定することができる。

したがって、被告には、これらの義務違反を内容とする債務不履行又は不法行為に基づき、亡航太の死亡による損害金として裁判所の認定する額について賠償すべき責任がある。

オ 以上の被告の過失ないし注意義務違反の内容及び程度は、重大であり、極めて高いといえること、亡航太が、過労と顕著な睡眠不足によって注意力が低下していたため、客観的には利用することが可能であった公共交通機関（片道約1時間30分）を利用せず、男女別の仮眠室のない被告の就業場所から、一刻も早く就眠するために帰宅を急いで片道約1時間の原付バイクの運転をしたこと等の諸事情のある原付バイクの運転による帰宅について、亡航太の不注意ないし落ち度として殊更重視することはできず、亡航太の過失の割合については、被告の過大な過失と対比して、1割の限度で定めるのが相当である。

(3) 原告らの請求に係る当裁判所の判断の要旨は以上のとおりであるところ、当裁判所は、次の理由により、本件における解決としては、当事者双方にとって、判決による解決をするよりも、和解による解決をするのが望ましく、その意義が高いものとする。

3 過労死を巡る社会情勢と、本件において和解による解決をする意義について

(1) 労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険があり、労働者が死亡することがあることは、周知のものとなっている。この「過労死」は、我が国において、従来から、深刻で、大きな社会問題となっている。

裁判例においても、「過労死」のうち過労による自殺の事例に関し、最高裁

判所は、過労によって労働者の心身の健康を損なう危険があることは周知のものとなっているとの認識を示した上で、使用者はその雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うことを明らかに判示し、その後、この最高裁判決の判旨は、過労死に係る訴訟における判例として定着している。ただし、本件におけるように、過重な業務による過労状態や極度の睡眠不足を原因として生じた、深夜及び早朝の業務終了後に自車を運転して帰宅中の交通事故死という労働災害の内容及び態様の事故に係る損害賠償請求訴訟の先例は、極めて乏しい。

また、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」（過労死対策法）が制定され、「近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっている」ことが指摘され、「過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず、社会にとっても大きな損失である」として、「過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現」が強く求められていることが、立法事実として明らかにされている。

この大きな社会問題である「過労死」を防止する責務を第一に負うのは、まぎれもなく、労働者に従事させる業務を定め、これを指揮命令しており、法的にも労働者の心身の健康について注意する安全配慮義務を負う使用者であることは、自明のことというべきであろう。このようにして、使用者たる企業は、過重な業務の遂行に伴う「過労死のない社会」を実現すべき社会的責任と法的責任を負うものということができ、そのような違法な労働時間を従業員に対して強いることのない、法令及び社会規範の遵守（コンプライアンス）のある業務の執行をする企業に寄せる信頼は、当該企業の従業員はもとより、これを企業に安心して送り出す家族、ひいては社会の全体からのものということができ、企業は、これらの信頼を裏切ってはならず、これらの信頼に応えるべきものと考えられるのであって、それぞれの企業において、

長時間労働の削減に努めることが、「過労死のない社会」を実現する礎となることは、明らかであると思われる。

- (2) しかしながら、残念ながら、現在においても、厚生労働省の公表等によれば、「過労死ライン」といわれる1か月80時間を超える違法な時間外労働が行われている企業が多く見られ、また、労働災害として、過労死、過労自殺として認定された人も、高い状況が続いている。

そして、近時、勤務先の電通における過労によって大学卒業後の入社1年目の女性社員が平成27年12月に自殺したことについて労働災害に認定されたことが報道されて大きな波紋を呼び、その民事上の責任のほか、刑事上の責任も厳に問われるものであることが明らかにされることによって、従業員を雇用する企業に対して、強い警鐘がされている。

このように、現在、改めて「過労死」に関する社会の関心が高まっており、「過労死」の撲滅は、我が国において喫緊に解決すべき重要な課題であり、「過労死のない社会」は、企業の指揮命令に服する立場の従業員や、その家族、ひいては社会全体としての悲願であるといえよう。これを達成するためには、「過労死」の防止の法的及び社会的責任を担うそれぞれの企業において、「働く人の立場・視点に立った『働き方改革』」を推進して、長時間労働の削減と労働環境の整備に努めることが求められていると思われ、そのような社会的機運の高まりがあると認められる。

- (3) これらの社会情勢は、過労によって交通事故死したと認められる本件の悲惨さと、大学卒業後に社会人としての第一歩を踏み出し、希望に溢れていたのに未来を絶たれた被害者の亡航太の無念さ、その遺族である原告らの悲痛な心情と極度の落胆と喪失感に思いを致すとき、社会的な意義をも有する民事訴訟を担当することのある裁判所においても、無視することは許されないと思われるのであり、当裁判所は、本件事故に係る本件訴訟の解決の在りようについて、真摯に、深甚に、熟慮すべきであると考えているところである。裁

判所は、自らが担当する民事紛争について、その解決の内容及び効果が訴訟の対象である訴訟物に限定される判決による解決によることのほかに、和解による解決として、真の紛争の解決と当事者双方にとってよりよい解決をすることも希求する職責を国民から負託されていると考えるからである。

もとより、これらの社会情勢を背景として、被害者である亡航太の母親である原告淳子本人は、本件の第1回口頭弁論期日において、思いやりがあり、誠実で、責任感が強く、母親思いの最愛の息子を過労死によって亡くした深い悲しみを述べるとともに、今後就職する若い方のためにも、本件訴訟の提起を受けた裁判所が明確な判断を示すことを求める意見陳述をしており、また、原告淳子本人及び原告ら訴訟代理人弁護士は、いずれも、当裁判所に対し、亡航太の過労による本件の交通事故死について、裁判規範としても、社会規範としても、先例として今後に生かされることを希望する旨、そのために和解による解決をする場合には、本件に係る裁判所の所見が具体的に示され、これが公表されて先例となることを希望する旨を明確に伝えており、原告ら訴訟代理人弁護士は、本件の期日において、本件のような「過労事故死」は過労死対策法が対象とする「過労死」には含まれていないものの、同法による調査研究等の対象とされており、本件訴訟の帰趨は、「過労死」対策の対象を前進させ、「過労事故を含めた過労死」対策を強化させるものになり得る旨の意見陳述をしている。そして、本件訴訟は、広く報道され、社会的耳目を集めている。

確かに、これまで、「過労死」の社会問題は、過労による身体的疾患若しくは精神的疾患の罹患及びこれによる死亡若しくは自殺という、「過労死」及び「過労自殺」の類型の労働災害に限定して報じられてきており、本件のような過労ないし極度の睡眠不足による事故死という労働災害事故の類型である「過労事故死」は、過労死対策法が定める「過労死等」の定義に該当せず、同法の定める「過労死等の防止のための対策の推進」の直接的な対象



とはなっておらず、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、これに関連するものとして過労死等に関する調査研究等の対象とされるものである。また、裁判例においても、先例に乏しい状況にある。したがって、本件における裁判所の判断が公表されることは、今後の同種の交通事故死を含む「過労事故死」を防止するための社会的契機となり、また、同種の訴訟における先例となり、これらの価値と効果は、決して低くはないものと見られ、むしろ高いものと見ることができる。「過労死」、「過労自殺」に並ぶ労働災害の事故として「過労事故死」の類型が潜在的にあり、本件事故がその氷山の一角であるとすれば、本件事故の先例としての意義は高いと言い得よう。労災事故に係る損害賠償請求訴訟における裁判所の判断の内容は、裁判規範として同種訴訟の参考となることはもちろん、企業においても、これまで法令遵守（コンプライアンス）の参考として重要な価値を有するものと位置づけられてきており、このようにして社会規範にもなり得るものであるからである。

また、被告が、本件に係る当裁判所の判断を真摯に受け止め、これを尊重することを期待してする当裁判所の和解勧告を受諾し、被告が本件事故に対する謝罪と、今後の同種の事故の防止を確約する内容を含む裁判所の和解案による和解によって本件を早期に全面的に解決することは、原告らにとって、亡航太の意志に沿うように思われるところであり、慰霊のための何よりの策となると考えられるのである。

一方、被告においても、本件の第2回口頭弁論期日において、亡航太について、アルバイト勤務時の熱心な仕事ぶりや篤実な人柄を高く評価されて正社員として採用された被告にとって大事な従業員であるとして、本件事故の発生に関し、被告は、衷心より哀悼の意を表し、亡航太のご冥福をお祈りする旨記載した書面を陳述している。さらに、亡航太の上司は、亡航太が職場の皆から愛されていたことを記載し、本件事故当日に原付バイクで出勤して、

いた亡航太に対し、「疲れているだろうから、電車で帰れよ」と何故言っ  
てあげられなかったか、本当に後悔しております旨を記載した陳述書を提出し  
ている。

そして、被告は、このような書面上の言辞にとどまることなく、本件事故  
を契機に、その再発防止策として、①勤怠管理を徹底して過重労働とならな  
い業務遂行計画を策定すること、②協力業者を新規に獲得して被告の従業員  
の作業量を減らすこと、③フレックスタイム制の採用、④11時間のインタ  
ーバルを取ることを就業規則に明記して周知徹底を図ること、⑤バイク通勤  
を禁止し、通勤交通費請求において、公共交通機関以外の利用を認めず、請  
求書を精査し本人と確認の上で通勤方法と金額を決定すること、⑥男女別仮  
眠室の設置又は深夜タクシーチケット交付制度の導入、⑦労働者の心身の健  
康管理の充実等の方策を実施し、長時間労働の削減と労働環境の整備に努め  
ており、上記の企業としての社会的責務を果たすべく努力していると認めら  
れる状況にある。

思うに、被告が、本件事故を契機として、このように、長時間労働の削減  
に努め、男女別仮眠室の設置等の労働環境整備の方策を講ずる努力を今後も  
継続することによって、被告に就業している多数の従業員や、これから就業  
する若者達、さらに、これらを送り出す家族の信頼に更に応え、また、これ  
まで、亡航太のような誠実な被告の従業員達が遂行してきている被告の業務  
の実績によって培ってきた顧客からの信頼に更に応えて、その信用を増して  
いくためにも、被告が、被告の大事な従業員である亡航太に生じた本件の悲  
惨な事故を重く見て、これを、被告における就業を通じて社会貢献しようと  
考え、「好きな仕事に巡り合えた」と夢を力に変えて最大限の努力をしてい  
たという亡航太の地球よりも重い生命を代償とする貴重な教訓として、使用  
者たる被告に直接投げかけられたものと把握し、これを、真正面から受け止  
め、多数の従業員を擁する企業としての被告の決意と、亡航太の遺族に対す

る謝罪の意思とを表明し、法令遵守の企業姿勢を明確に社会に表すことは、とても重要であると考えられる。

被告が、むしろ、本件を機に、多数の従業員を擁する企業として、「過労死」を撲滅することを約し、二度と「過労事故」を生じさせないことを宣言して、社会的責任を今後も果たしていく、在るべき企業の範たるものとなり、その先駆けとして、今後も、被告における長時間労働を削減し、労働環境の整備を実行し、これらを継続して拡充していくことが望まれるのであり、期待される。

そこで、被告が、本件に係る裁判所の判断と本和解勧告の趣旨を真摯に受け止め、これを尊重して、亡航太の遺族に対する謝罪の意思を表明し、多数の従業員を擁する企業としての被告の決意として、過労死を撲滅するための万全の対策を今後も講ずるよう厳に努めることを宣言した上、民事上の責任として裁判所が認定する上記の損害金に相当する金員を、和解金として、亡航太の遺族である原告らに対して支払うことを約することを内容とする和解を自らが選択して、本件紛争を早期に全面的に解決することは、被告にとっても、重要な意義があり、十分に検討するに値する解決の方法であると考え、当裁判所は、そのように信ずるものであり、被告に対し、これを勧めるものである。

- (4) 以上のように、当裁判所は、本件事故により死亡した亡航太の遺族である原告らが、その死を悲しみながらも、今後就職する若者の労働環境が整備されることを希求して、本件訴訟を提起し、社会に向けて発信する決意をし、決して忘れることのない亡航太の社会貢献の意志について、亡航太に代わって本件訴訟における適切な解決を通じて生かしていこうと考えていることを重く受け止め、裁判所の所見を公にし、その意志に沿う和解案を熟考の上で策定するとともに、大事な従業員である亡航太の使用者である被告においても、本件事故の発生についての責任を真摯に受け止め、今後の再発を防止す

ることを確約することは、望ましいと考え、これを期待するのであって、そのことは、当事者双方にとって、意義の高いものであると判断する。

加えて、当事者双方が、そのような和解による解決をし、これを公表することは、前述した社会情勢において、それぞれの企業による長時間労働の削減や労働環境の整備及びこれによる「過労死」の根絶という、我が国における社会的な悲願を達成するための重要な一歩となり、社会的意義を有することとなると考える。

さらに、本件を契機に、本件で生じた「過労事故死」の労働災害の事故の種類が公になり、今後、「過労死」、「過労自殺」の種類とともに、社会全体として、これらの防止に向けた対策が十分に推進されていくことが期待される。

そこで、当裁判所は、本件について、和解を試み、当事者双方に対し、裁判所の定めた和解案による和解をすることを勧告するものである。

第3 当裁判所の判断の概要 〈省略〉

第4 結論

よって、民事訴訟法89条に基づき、主文のとおり決定する。

平成30年2月8日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判長裁判官	橋	本	英	史
裁判官	武	田	美	和子
裁判官	北	島	睦	大

(別紙)

### 和解条項案

- 1 被告は、原告らに対し、本件和解金として7591万5412円（原告ら各自3795万7706円）の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告らに対し、前項の金員を、平成30年9月末日限り3000万円、平成31年9月末日限り1500万円、平成32年9月末日限り1500万円、平成33年9月末日限り1591万5412円に分割して原告ら代理人の普通預金口座（銀行名等省略）に振り込む方法により支払う。  
上記振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 被告が前項の分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告らに対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日（当該支払を怠った期日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 被告は、被告における過重な労働に起因する本件事故によって被告の従業員である渡辺航太（平成元年5月10日生）が死亡したことについて、衷心より哀悼の意を表し、亡渡辺航太の遺族である原告らに対し、謝罪する。
- 5 被告は、本件事故を重く受け止め、本件に鑑み、過労によって従業員の心身の健康が損なわれる事態が生じることのないよう、①勤怠管理を徹底して過重労働とならない業務遂行計画を策定すること、②協力業者を新規に獲得して被告の従業員の作業量を減らすこと、③フレックスタイム制の採用、④11時間のインターバルを取ることを就業規則に明記して周知徹底を図ること、⑤バイク通勤を禁止し、通勤交通費請求において、公共交通機関以外の利用を認めず、請求書を精査し本人と確認の上で通勤方法と金額を決定すること、⑥男女別仮眠室の設置又は深夜タクシーチケット交付制度の導入、⑦労働者の心身の健康管理の充実等の再発防止策を実施しており、原告らに対し、今後も、そのような事態が生じることのない万全の対策を講じるよう厳に努めることを確約す

- る。
- 6 被告は、前項の今後の再発防止のための対策の実施状況について、今後、被告のホームページ等で公表するものとする。
  - 7 原告ら及び被告は、本件事案及び本和解成立の意義に鑑み、本和解の成立及び内容並びに本和解を勧告する裁判所の本日付け和解勧誘決定を公表すること（報道機関に対するもの、同決定の法律・判例雑誌の掲載を含む。）について、互いに同意する。
  - 8 原告らは、その余の請求を放棄する。
  - 9 原告ら及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - 10 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上